



公正取引委員会
<https://www.jftc.go.jp/>



採用に関するお問い合わせ先

〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー
公正取引委員会事務総局官房人事課人材戦略係
TEL : 03-3581-5471 (代表) / 03-3581-5475 (直通)



- 東京メトロ日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅 A2a出口
- 東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅 3番出口
- 東京メトロ南北線「溜池山王」駅 9番出口

最新の情報を掲載しています

X <https://x.com/jftc>



<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



採用案内 2026

公正取引委員会

ГЕДО

公正かつ自由な市場を実現する市場の番人

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION



経済社会の中で、法執行と政策立案により

公正かつ自由な競争環境を促進し、守る

今や、事業者の活動は国際化し、新たなビジネスモデルが次々と創出されています。

こうした変化の中で事業者の事業活動を盛んにし、消費者の利益を守るとともに、

日本経済をより発展させるためには、公正かつ自由な競争環境を維持・整備し、

市場メカニズムの働きを確保する必要があります。

市場メカニズムが正しく機能していれば、消費者ニーズが事業者に正しく伝わり、

事業者が消費者ニーズに合った商品を供給する努力をすることによって、

事業者の事業活動が発展し、消費者の利益、日本経済全体の競争力が向上していきます。

公正かつ自由な競争を促進することは、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにしていきます。

市場メカニズムの働きを確保するために

公正かつ自由な競争によって市場メカニズムの機能を十分に発揮させるためには、

適切なルールの整備と、ルール違反を取り締まる強い執行力が不可欠です。

このルールとして制定されたのが

「独占禁止法(正式名称:私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)」であり、

独占禁止法を運用するための行政機関として、公正取引委員会が設置されています。

INDEX

公正取引委員会の概要

- 02 公正かつ自由な競争の重要性
- 03 公正取引委員会の使命
- 05 組織図
- 06 法執行と政策立案

業務紹介

- 10 業務紹介【審査局】
- 13 業務紹介【取引部】
- 19 業務紹介【経済取引局】
- 23 業務紹介【官房】
- 26 業務紹介【地方機関】
- 28 業務紹介【海外派遣】

キャリアステップ

- 29 キャリアステップ(出向先紹介)
- 30 研修制度
- 31 個別育成制度対談

職員の一日・ワークライフバランス

- 32 職員の一日
- 34 ワークライフバランス
- 36 新人職員の声
- 39 採用に関するQ&A

公正取引委員会の使命

エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

●違反事件審査

- ・独占禁止法違反行為に対する排除措置命令、課徴金納付命令等
- ・確約措置等を通じた迅速かつ効果的な法執行(個別事案に応じた事後規制)

●企業結合審査

- ・ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査(合併等により将来競争上の弊害が生じる場合に事前に禁止)

アドボカシー(競争唱導)

～競争環境の整備～

●実態調査

- 規制改革・取引慣行の改善に関する提言
- ガイドラインの策定
 - ・法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
 - ・企業のコンプライアンスの向上
- 効果的な広報
- 国際連携
 - ・G7、OECD、ICN(国際競争ネットワーク)等

公正取引委員会は、公正で自由な競争環境を確保するため、エンフォースメント(法執行)とアドボカシー(競争唱導)を「車の両輪」として取り組んでいます。

エンフォースメント：独占禁止法の厳正、機動的な執行による競争の回復
アドボカシー：競争環境の整備→競争促進的な規制・制度改革、企業行動の変革

独占禁止法

事業者が経済活動を行う上で守るべき基本ルール

●独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限の禁止(カルテル・入札談合等)
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的状態の規制
- 不公正な取引方法の禁止

公正かつ自由な競争の促進

- 事業者の創意発揮
- 事業活動の活発化
- 雇用・国民実所得の水準向上

一般消費者の利益確保

- 国民経済の民主的で健全な発達の促進

●独占禁止法の目的

【第1条】この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合・協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

公正取引委員会とは

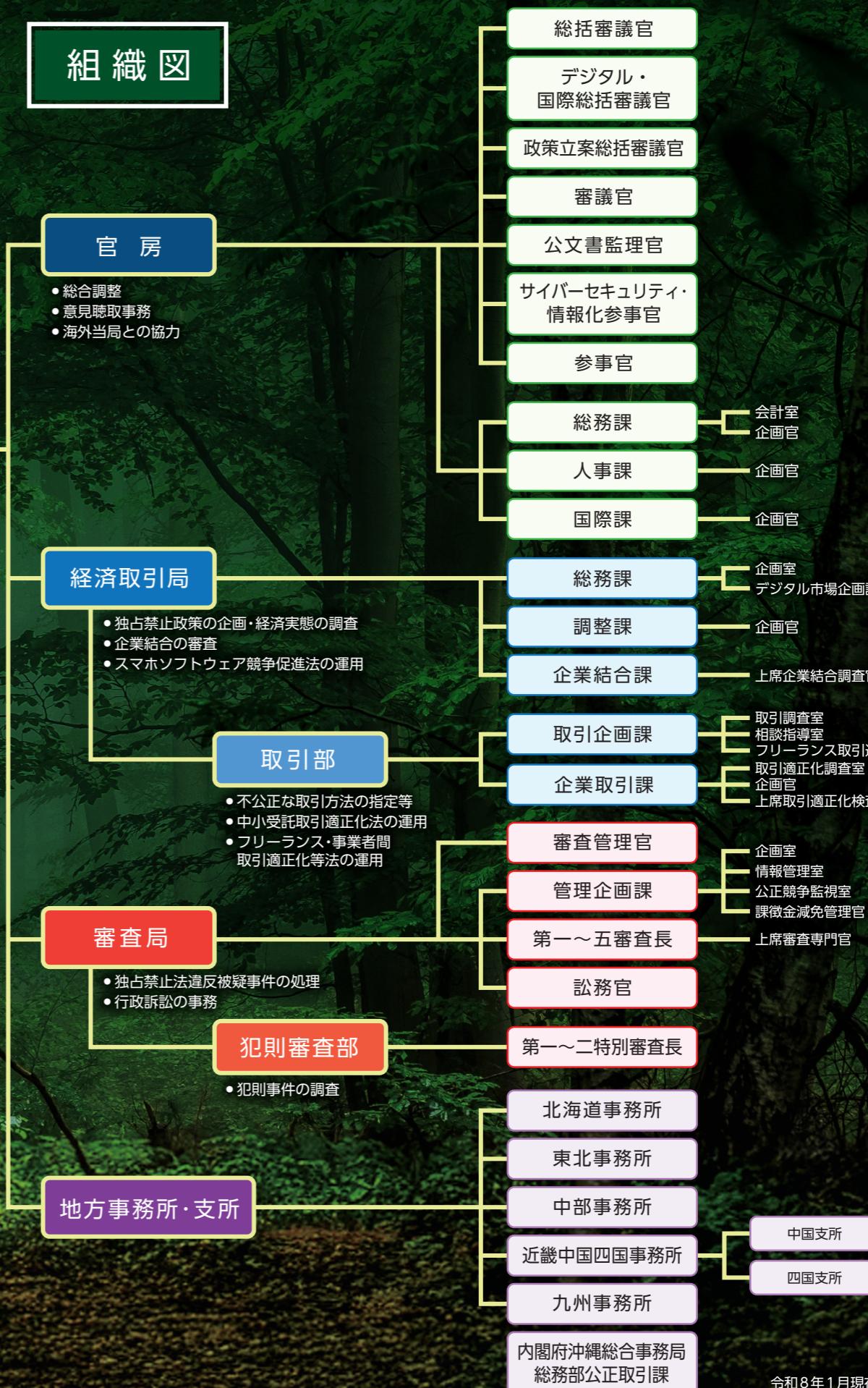
中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の

性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され(独占禁止法第28条)、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。

組織図



法執行

独占禁止法等の法律を執行・運用します

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法を執行しています。独占禁止法違反行為があった場合は、速やかにその行為をやめさせ、市場における競争を回復させるために必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求）、また、違反行為を行った事業者に課徴金を国庫に納める運用を行っています。

ように命じる課徴金納付命令等の措置を行っています。また、確約手続という、独占禁止法違反の疑いがある行為について、公正取引委員会と事業者との間の合意により事業者が自主的に解決するための手続があります。このほか、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、スマホソフトウェア競争促進法を運用しています。

独占禁止法違反事件処理の流れ

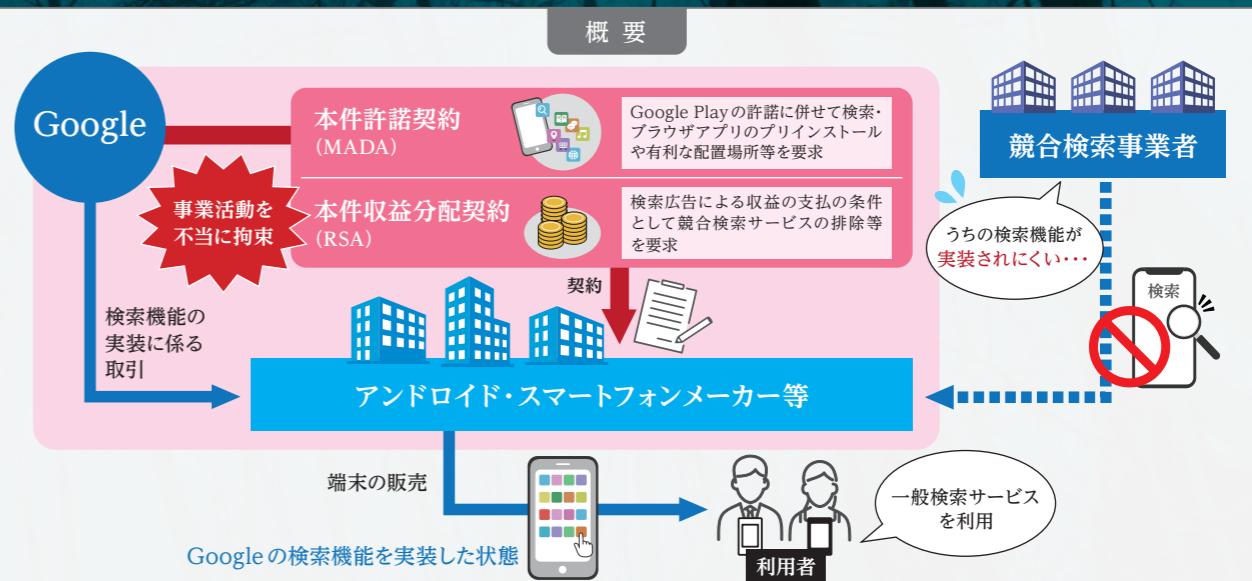


独占禁止法

【独占禁止法の目的】公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できる市場環境の整備
【禁止行為】私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法等
Google LLCに対する排除措置命令【令和7年4月15日】

Google LLCは、Google Playの許諾に併せて検索・ブラウザアプリのプリインストールや有利な配置場所等を要求し、また、検索広告による収益の支払の条件として競合検索サービスの排除等を要求することにより、特定アンドロイド・スマートフォンメーカー及び特定移動通信事

業者に対し、他の一般検索サービス事業者の検索機能を特定アンドロイド・スマートフォンに実装させないようにしていた（独占禁止法19条（拘束条件付取引））。

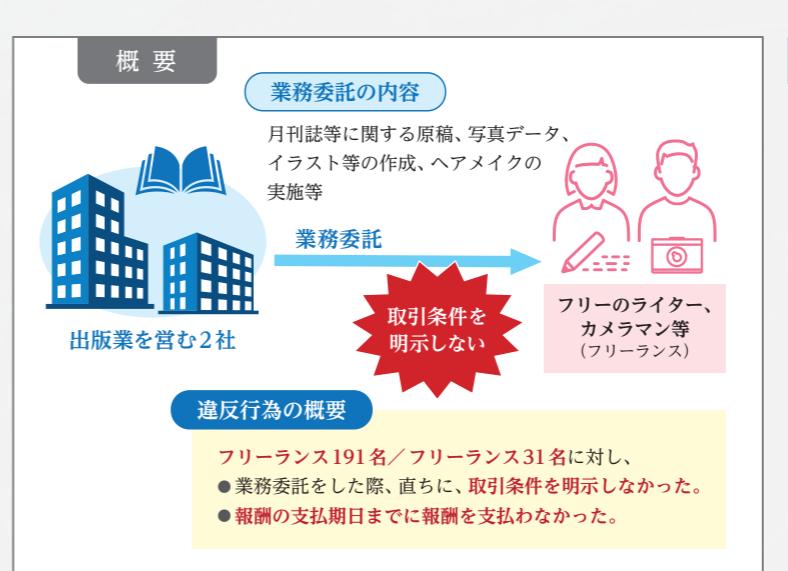


フリーランス・事業者間取引適正化等法 (フリーランス法)

【フリーランス法の目的】フリーランスと発注事業者との取引の適正化・フリーランスの就業環境の整備
【義務・禁止行為】取引条件の明示義務、期日における報酬支払義務等
出版業を営む2社に対する勧告【令和7年6月17日】

出版業を営む2社は、フリーランスに対し、自らの出版する月刊誌等に関する業務を委託した際に、直ちに、フリーランスの業務の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電子メール等の電磁的方法に

よりフリーランスに対し明示しなかった。また、フリーランスに対し、支払期日までに報酬を支払わなかった。



勧告の概要

- フリーランスに係る取引の適正化を図るため、
- 取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認
 - フリーランスとの取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかつたのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
 - 研修を行うなど、社内体制を整備など

啓発フライヤー



政策立案

競争政策を積極的に展開します

国際的に開かれた自由で公正な活力のある経済社会の形成を目指して、競争環境整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革・取引慣行の改善に関する提言、

規制改革に関する指針・提言

- 規制改革の推進
- 規制制度の研究会

競争制限的な取引慣行の改善

- 各種実態調査・公表
- 取引の適正化、提言・指導

競争政策の基礎的研究

- 競争政策研究センター (CPRC)
- 国際シンポジウム、公開セミナー等

国際的展開

- 國際競争ネットワーク (ICN)、
経済協力開発機構 (OECD)
- 多国間・二国間協定
- 技術支援
- 海外広報、海外調査

競争環境の整備

競争制限的な行政指導の改善等の活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。

法改正に向けた取組

- 課徴金減免制度の見直し
- 確約手続の導入

違反行為の未然防止

- ガイドラインの策定・改定・公表
- 事業者等からの事前相談への対応

法令遵守体制・ 入札制度改善への取組支援

- コンプライアンス支援
- 入札制度改善

競争政策に対する 国民的理解の増進

- 事務総長定例会見
- 独占禁止懇話会、
独占禁止政策協力委員制度
- 消費者セミナー、独占禁止法教室

法律の制定に 向けた取組等

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 [令和8年1月1日施行]
発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が令和7年3月に国会に提出され、同年5月に成立し、公布された。

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- 協議に応じない一方的な価格決定行為等、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押し付ける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらにすすめていく。

規制の見直し

規制内容の追加

- (1) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止【価格据え置き取引への対応】
対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。
- (2) 手形払等の禁止
対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

規制対象の追加

- (3) 運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】
対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。
- (4) 従業員基準の追加【適用基準の追加】
従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

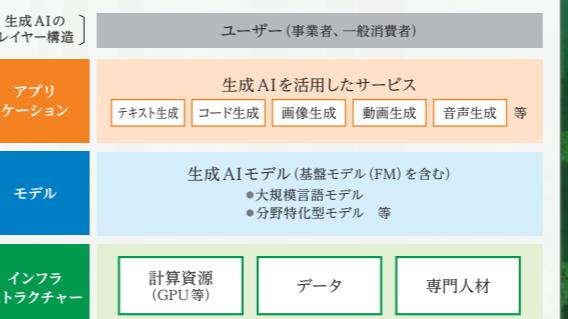
実態調査

生成AIに関する実態調査報告書 ver.1.0 [令和7年6月6日]

現状の生成AI関連市場の流動的な状況を踏まえ、ディスカッションペーパー「生成AIを巡る競争」(前回ペーパー)を令和6年10月に公表した。その後、寄せられた情報・意見を分析し、前回ペーパーをアップデートする形で「生成AIに関する実態調査報告書ver.1.0」を取りまとめた。

生成AI関連市場の市場構造

現状の生成AI関連市場の市場構造を3つのレイヤーに整理して検討した。



ヒアリング等によるアップデート

1. インフラストラクチャーレイヤー

- 生成AIモデルの開発には、十分な量の半導体チップが不可欠。
- 生成AIの開発においては、データの需要は、使用する場面や用途によって異なり、量だけではなく質が重要視されることもある。

2. モデルレイヤー

- 汎用型の大規模言語モデルの開発には膨大な計算資源・データ・専門人材が必要とされるため、資本力や技術力の豊富な企業が優位とされている。

3. アプリケーションレイヤー

- 多様な事業者が参入し競争が激化している。既存のデジタルサービスとの機能統合やAIエージェントの登場により、国内外での活用が進む。

公取委の対応

寄せられた意見を踏まえ、今後も引き続き市場の動向を注視し、実態調査を継続する。

国際関係

各国・地域の競争当局と連携を深めるため、定期的に会合や途上国に対する技術支援を行うなど、公正取引委員会の活動はグローバルに展開している。

国際競争ネットワーク (ICN)

ICN (International Competition Network) は、競争法執行の手続面及び実体面の收れんを促進することを目的として発足した各國・地域の競争当局を中心としたネットワークである。2025年3月末現在、136か国・地域から149の競争当局が参加している。

経済協力開発機構 (OECD)・競争委員会 (Competition Committee) (写真上段)

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構) は、経済・社会分野において多岐にわたる活動を行っている国際機関であり、欧州諸国、米国、日本等を含む38か国により構成されている。公取委は、他の加盟国とともに競争法及び競争政策の進展のための検討を行い、また、その整備及び施行に関する加盟国間の協力を促進することを目的として、主に競争委員会 (Competition Committee、加盟国のはか非加盟国・地域がオブザーバーとして参加) の活動に参加している。



競争当局間意見交換 (写真中段)

経済活動がグローバル化し、複数の国にまたがるような違反行為が数多く発生していることから、我が国と経済活動が特に活発な国・地域の競争当局との間で連携を深めることの重要性が高まっている。そのため、海外の競争当局との間で競争政策の進展等に関する意見交換を隨時行っている。

開発途上国に対する技術支援 (写真下段)

東南アジア諸国等の競争当局に対し、研修の実施や職員の派遣を通じた技術支援を行っている。



審査局

違反を見抜き、競争の秩序を守る

業務紹介

一般消費者の利益を守り
独占禁止法違反に挑む審査局の使命

公取委の最大のミッションは「一般消費者の利益の確保」です。例えば、入札談合が発生すれば税金の無駄遣いにつながりますし、価格カルテルが発生すれば消費者は通常より高い価格で商品やサービスを購入させられてしまうなど、独占禁止法に違反するような行為は一般消費者の利益を最終的に損なうものです。公取委の審査局では、このような独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するべく、日々、法執行業務に励んでいます。

審査局における法執行業務とは、事件のきっかけをつかみ(端緒)、違反の事実があるかどうかを調べ(行政調査手続)、違反行為の事実があると考える場合に、排除措置命令や課徴金納付命令を行い(行政処分)、事業者に不服がある場合、裁判所で違反行為の存在を主張立証する(抗告訴訟)という仕事が中心です。

IT・デジタル分野の重要課題に
日々取り組む

これらの仕事を適切に遂行していくためにはチームとしての対応力が強く求められるとともに、調査に当たる審査官がそれぞれの能力を最大限に発揮し、総力を結集させることが重要です。例えば、事情聴取で必要なコミュニケーション能力、立入検査で収集したデータ等の分析力や経済学の活用、海外当局との間で必要な語学力等が挙げられます。特に最近では、令和6年11月にアマゾンジャパン合同会社への事件審査を開始したり、令和7年4月にはGoogle LLCに対して排除措置命令を行ったりするなど、IT・デジタル分野への法執行も積極的に取り組んでおり、このような分野の対応能力も求められています。加えて、現代の企業が保有する情報の多くが電子化

係員(1~2年目)の業務紹介

審査局管理企画課は、独占禁止法違反被疑事件を調査する審査局における事務の総合調整を担っており、総括係員は、審査局の窓口としての業務を行っています。日々の業務としては、審査局の活動についての資料作成や、審査局内の各課室が作成した文書のチェック等があります。

されていることもあり、デジタル証拠の収集・解析の重要さが日に日に増してきているところです。

チームで担う多様なデジタル証拠の最前線

違反事実の立証のためには、PCデータ、電子メール、クラウドデータ、サーバーデータ、スマートフォン等といった膨大かつ多様なデジタル証拠の収集・解析が求められます。審査局でこの収集・解析をメイン業務として行っているのがDFT(Digital Forensics Team)と呼ばれるチームで、高度な知識を有する精鋭の職員が所属しています。DFTでは、立入検査等におけるデジタル証拠の収集、収集したデジタル証拠の保全・解析、最新の技術やOS／アプリの機能に関する情報収集・研究、データの収集・解析に関する助言や補助を通じた事件審査支援等、日夜、様々な業務を行っています。こうした業務は、いまや事件審査において欠かせないものとなっています。

これらの作業は地道な作業で苦労も伴います。しかしながら、事件の措置と公表を通じて自分たちが取り組んだ仕事の社会的な意義・インパクトをダイレクトに実感できる審査局の業務の達成感はとても大きいものです。



また、他部局との連絡や外部からの電話対応、さらには国会対応等もあります。

このように、管理企画課総括係員の業務は、審査局全体の動きを把握できるとともに、幅広い経験を積むことができるものだと思います。



吉井 悠祐

Yoshii Yusuke

審査局 第四審査審査専門官
平成22年4月入局地道な調査と正確な資料作成により
事件解明を支えた貴重な経験

係員時代のあるとき、上司からあることを調べてまとめるよう命じられました。それは事件の実態を解明する上で必要なことでしたが、公になっている情報は少なく、立入検査で収集した留置物を中心にインターネット上の情報と比べながら資料を作成しました。結果としてA4用紙1枚の資料を作成するのに約1か月掛かりましたが、上司が資料のデータを事件の関係人に確認したところ、間違いがなかったので、正確な資料として委員会で議論を行うための資料の一部になりました。

今は、スピードが求められる時代ですが、たとえ資料作成に1か月掛かったとしても、課の中で誰も分からなかったことが、分かるようになったことは、それだけ事件の実態解明につながったということであり、私自身、面白さと奥深さを実感しました。

部下である係員が作成した資料については、法令等に抵触していないか、合理的な内容となっているか、公取委の中でしか通用しない内容になっていないか、対外的に説明できるかという点を意識の上、確認し、必要な指摘をしています。

一見厳しいと思われるかもしれません、公取委だけでなく、どこの省庁、どこの会社に行っても必要な観点だと思っています。

私自身、この観点を心掛けながら業務を進めることで、つまずくことが減ったと実感しています。

審査業務を幅広く経験する中で実感した
成長とやりがい

立入検査等の証拠収集、収集した証拠の整理等を通じて、独占禁止法違反事件の調査に携わっています。審査業務は、独占禁止法や様々な規程に基づいて行われるため、それらを理解するのに苦戦することもありますが、事業者や代理人とのやり取りや、関係者への事情聴取を係員のうちからさせてもらえるため、審査業務の経験を幅広く積むことができ、やりがいを感じています。

先日、初めて自身が主担当となって、事情聴取に臨み供述調書を作成しました。その事前準備は証拠の精査等、根気のいるものでしたが、準備の過程も含め成長できたと思います。上司の御指導の下、調書を作成し、無事に供述人から署名押印を頂けた時は、安堵するとともに審査業務に貢献できたという達成感を得られました。

上司や先輩に気軽に相談しやすく、また、若手のうちから様々な業務に挑戦させてもらえる環境は、審査局の魅力だと感じています。私は審査局に配属されまだ日が浅く、分からぬこともありますが、自分で考えたことや疑問に思ったことを上司や先輩に話したり、質問したりすることで、理解を深めています。すぐに相談できる環境があるからこそ、難しい業務にも、積極的にチャレンジすることができます！



稻垣 朱音

Inagaki Akane

審査局 第三審査上席係員
令和6年4月入局

審査局

情報管理室

日々寄せられる「端緒」と真摯に向き合い
事件審査につなげていく

取引部

相談指導室

企業等の取組を
相談対応でサポート

業務紹介

独占禁止法違反事件のきっかけとなるような情報を「端緒」といって、この端緒を処理する部署が情報管理室です。端緒処理業務では、違反の疑いのある情報を受け付けたり、あるいは、職権で探知（職員が自ら探し出すこと）したりするほか、これらの情報を本格的な事件調査につなげるため補足的な調査も行っています。

情報の受付は、公取委ウェブサイトの電子申告フォームや電話等を活用して幅広く行っています。また、情報が寄せられるのを待つだけではなく、公取委が関心を持っている分野に関する情報収集を積極的に行って違反の疑いのある情報を職権で探知する

こともあります。このようにして得られた情報については、貴重な端緒として真摯に向き合いながら、室内で議論して本格的な事件調査につなげられるものかどうかを検討しています。

補足的な調査においては、情報提供者や業界団体等に対する取引実態に関するヒアリングや、インターネットや書籍を活用した関連情報の収集等を行います。また、例えば談合に関する情報として、談合参加者の打合せが行われる日時・場所の情報提供があれば、現地で張り込みをすることもあります。これらの補足的な調査で得られた情報を活用して、本格的な事件調査につなげていきます。



樋下 大介
Hinoshita Daisuke

審査局 情報管理室審査専門官（主査）
平成12年4月入局

係員（1～2年目）の業務紹介

情報管理室の総括係員は、申告文書の受付業務を行っており、申告に対する独占禁止法の適用法条を検討したり、他課室の所掌業務について問い合わせをしたりする中で、独占禁止法の考え方や各課室の役割を知るなど、公取委の一年生として学びの多い日々を送っています。

また、月ごとの定例の会議や業務に向けた資料作成も任されており、資料作成のスケジュール構築や管理等、室としての業務の円滑化のために主体的に働くことができるので、とてもやりがいを感じます。

業務紹介

企業や業界団体が創意工夫をして新しい事業や施策に取り組むことは、日本経済の活性化・発展に不可欠ですが、その取組を実施することで、競争を制限したり、消費者の利益を侵害したりする場合には、独占禁止法上問題となることがあります。相談指導室では、企業等から、実施前の取組についての相談を受けて独占禁止法上の問題の有無を回答することで、独占禁止法違反を未然に防止すると同時に、企業等が独占禁止法に違反せずに安心して取組を実施できるようサポートしています。

相談は、電話やメールによって年間1,000件以上寄せられています。相談者は業界を問わず、大企業から中小企業まで



福岡 久美子
Fukuoka Kumiko

取引部 相談指導室企画調整係長
平成17年4月入局

係員（1～2年目）の業務紹介

相談指導室の総括係員は、企業の方々からの相談を受ける場に同席し、説明を受けた内容についてメモを作成したり、過去に類似の相談を受けていないかを確認したりしています。また、現在室内で対応中の相談案件の進捗状況の取りまとめ、毎月の相談件数の報告のための

様々で、相談内容も競争関係にある企業同士による業務提携や業界団体による自主規制の策定等、多岐にわたりますが、最近では温室効果ガスの排出量削減や、働き手不足解消等の社会的課題の解決に向けた取組の相談も増えており、日本経済の新しい動きに直接触れていると実感できます。

また、相談者から寄せられた相談のうち、他の企業等にも参考となる相談の概要を「相談事例集」としてまとめ、毎年公表しているほか、中小企業が身近に相談できるように全国各地の商工会及び商工会議所の協力を得て「独占禁止法相談ネットワーク」を構築し、相談を受け付けています。

多様な相談を通じて広がる学びと達成感

公取委が所管する独占禁止法は、特定の業界にのみ適用されるものではないので、相談指導室に寄せられる企業等からの多様な相談に対応するためには、独占禁止法以外に、その相談の背景にある社会情勢や業界の動向・慣行、関係法令等を知る必要があります。相談を受けて初めて接する業界も多く、新たな知識の取得には苦労することもありますが、その分学びが多いと感じています。また、相談対応は、自身の回答によって、企業等の事業活動に大きな影響を与えることがあるため、回答時にはとても緊張しますが、相談者から「分かりました」の言葉を頂けるとホッと安心すると同時に、大きな達成感を得ることができます。

相談者を含め、公取委の方と対応する際に意識しているのは、相手の立場から「も」考えてみるということです。同じ事柄について、独占禁止法の観点からはこのように捉えるけれども、この業界の人は別の捉え方をするのではないかと考え、それを踏まえて対応すると相手方の理解や納得を得られることが多いです。様々な観点から物事を見ることができるように、日頃から業務に関係しそうな情報はこまめに確認するよう心掛けています。



資料作成も行います。

様々な業務に取り組むことは大変で、難しい部分もありますが、分からることは上司に相談しながら、相談指導室における相談対応が円滑に進むよう、任された業務を進めています。



フリーランス取引適正化室 総括班・執行総括班 下段中央に座っているのが小林慎弥室長です。

フリーランスが安心して働く環境作り

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた中で、取引先との関係で報酬の不払いやハラスメント等、フリーランスが様々なトラブルを経験していることが明らかとなっています。

個人で仕事を受けるフリーランスが直面している取引先とのトラブルに対して、彼らが安心して働く環境を整備するためのルールを定めた法律がフリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)です。フリーランス法は、独占禁止法、取適法に続く公取委が所管する法律として令和6年11月に施行されました。そして、フリーランス法に関する法執行と政策立案の両方の業務を担当する部署がフリーランス取引適正化室です。

法執行と政策立案の両面を担う

法執行の面では、フリーランス法に違反する行為が疑われる事業者に対する調査を行い、問題があれば措置を採り、違反行為を受けたフリーランスの数や行為の悪質性を考慮して公表を伴う勧告を行いう場合もあります。

政策立案の面では、違反行為を未然に防止するためのガイドラインの策定・改正や、フリーランス及び発注事業者からの相談への対応等を担当しています。

また、施行から日が浅い法律であるフリーランス法の認知度を高め、理解を深めてもらうために、SNSを活用したフリーランス法に関する情報発信や説明会の実施等の周知広報を行っています。

法律を分かりやすく伝える

フリーランス法違反行為の未然防止を図るために、当事者となる方々にフリーランス法を知ってもらう必要があります。フリーランス取引適正化室でフリーランス法の周知広報を担当しているのが普及啓発班です。

普及啓発班では、フリーランス法を解説する説明会の開催、公取委の公式XやYouTube等のSNSを活用した情報発信、印象的なキャラクターを起用した特設サイトの開設や広告掲出といったプロモーション活動等、様々な手法で周知広報を行っています。

あらゆる分野に存在するフリーランスとその発注者のフリーランス法への認知度を高めるためには、誰にでも理解しやすい表現で情報発信することが重要です。そこで普及啓発班がこだわっているのは「法律を分かりやすく伝える」ということです。

例えば、周知広報の一環としてYouTubeで職員が解説するフリーランス法動画を配信していますが、動画の中では難しい法律用語はなるべく使わず、分かりやすくかみ砕いた表現にする、身近な季節のイベントに絡めて説明するといった工夫をしています。また、特設サイトでは、イラストレーター兼漫画プロガーのBUSON氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とコラボして法律のポイントを分かりやすく、そして、親しみやすく説明しています。

こういった分かりやすさに重点を置いた周知広報に取り組み、様々な場面で「フリーランス法の説明が分かりやすかった、よく理解できた」といった声を聞くと、狙いどおりの情報発信ができたと実感し、自分達が発信した情報がフリーランス法の



フリーランス取引適正化室 企画班・普及啓発班



認知度を高めることに貢献できているのだという達成感を得られます。

フリーランス法の周知広報業務は、フリーランス法を広めることで当事者となる方々の働き方に直接影響を与えるという点で、社会的意義が大きく、重い責任を伴う仕事だと感じます。様々な分野で活躍するフリーランスが安心して働く環境を作るため、今後も、試行錯誤を重ねながら、フリーランス法をより効果的に浸透させる周知広報を行っていきます。

違反行為に厳正対応

調査班では、フリーランス法の執行業務を担当しています。フリーランスからの情報提供(申出)や事業者に対する定期調査等から、違反行為につながる情報を収集し、フリーランス法

違反が疑われた場合には、発注者への立入検査、報告命令、ヒアリング等の調査を行います。発注者から取引に関する資料を収集するほか、フリーランスからのヒアリングを行うなど、事案に応じた調査を実施し、どのような取引実態があるのか、フリーランス法に違反する事実がないかを確認します。

違反が認められれば指導や勧告等を行います。勧告を行った場合には違反事実の概要とともに会社名等も公表しており、新聞やニュースで報道されると、社会的な反響を感じます。

フリーランスはあらゆる分野に存在するため、様々な業界が調査対象となり、馴染みのない業界であれば資料を読み解くことが難しい場合もありますが、対象とするフィールドの広い公取委が社会に果たす役割の大きさを実感する場面もあります。



フリーランス取引適正化室 調査班



業務紹介

取適法の周知活動と執行強化で
取引の適正化を目指す日々

独占禁止法で禁止されている不公正な取引方法のうち、優越的地位の濫用や取適法（令和7年12月までは「下請法」）はいずれも取引上の地位を利用して取引相手に不当に不利益を与える行為を規制するものです。

企業取引課では取適法が令和8年1月1日に施行されたことを受け、法律の周知や執行に力を入れているところです。取適法施行前には、広報活動や、規則等の下位法令等の整備に取り組んできました。

法律が改正されても、それが世間に知られないなければ意味がありません。そのため、全国47都道府県で改正ポイントの説明会を実施したり、多くの人の目に触れるよう様々な媒体を活用した広告を作成したり、出版物の作成等に取り組みました。

今後はより一層取適法という名前とその内容を社会に浸透させるとともに、業所管省庁とも連携した執行を行い、取引の適正化を図っていきます。

多岐にわたる業務を通じて
取引の適正化を図る

このほか、企業取引課は日頃から、事業者の方等からの相談を受けて解説をお示しするほか、必要に応じて実態調査を実施し、既存の取引慣行の問題点を明らかにした上で、ガイドライン等で法律上の考え方や運用の方針を明確にすることことで違反行為の未然防止を図っています。課内の班ごとの業務についてもそれぞれ紹介させていただきます。

一つ目は総括班です。この班は国会対応、予算や機構・定員の要求、他省庁・他課室との連絡や調整を主に担い、課内の取りまとめを行っています。

二つ目は企画班です。この班は優越的地位の濫用や取適法の

解釈の明確化、ガイドラインの策定、優越的地位の濫用や取適法関係の周知・広報を担当しています。

三つ目は指導班です。この班は優越的地位の濫用や取適法に係る相談対応、商工会議所等と連携した取適法の各種講習対応等の業務を行っています。

これらに加えて、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境整備の重要性が高まる中、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、企業取引課に優越的地位濫用未然防止対策調査室が設置され、実態調査を通して、優越的地位の濫用の未然防止を図っています。

注目度が高まる企業取引課の業務

企業取引課の業務は社会に与える影響が大変大きく、また、価格転嫁の機運が高まっている中で世間的な注目度も増しています。今後、企業取引課の業務の重要性はますます高まることうと思います。世の取引の適正化を図るため、真摯に取り組んでいくことができる方を、心からお待ちしております。



係員(1~2年目)の業務紹介

企業取引課の総括係員は主に課内の庶務作業、説明会等の準備、他課室や他省庁からの発注の対応、外部からの電話対応を行っています。また、国会対応も多いことから、国会期間中は本会議や委員会での法案審議に随行する

こともありました。さらに、関係省庁との会議や事業者向け説明会にも随行することがあり、係員として基本的な力が身につくことはもちろんのこと、幅広い経験を積むことができることも大きな特徴です。



今 智哉

Kon Tomoya

取引部 企業取引課指導係長
平成26年4月入局

電話相談に向き合い
国民の役に立つことの喜び

私は、指導班で、取適法や独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談業務を担当しています。具体的には、民間事業者から、主に電話で、「この取引の進め方に問題はないか」、「取引先から不当な要求を受けて困っている」といった内容の相談を受け、それに対し、取適法の考え方を説明したり、必要に応じて申告窓口を案内したりします。電話相談と聞くと身構える方もいると思いますが、知らない人と電話するのはちょっと、、、という方もいるかもしれません。確かに、時には難しい相談もありますが、相談者から「丁寧に説明してくれてありがとう」と感謝されると嬉しいですし、何より、自分の業務が国民の役に立っているという実感が持てることは、大きなやりがいです。

公取委は、様々な業界や商品・サービスを対象に法執行や実態調査を行うため、これまでに馴染みのなかった世界に触れる機会も多いです。法執行や実態調査において、業界等の特性は重要なポイントの一つですので、馴染みのない業界等のことであっても興味・関心を持って臨み、新しい発見を楽しめる人が向いていると思います。



池田 悠作

Ikeda Yusaku

取引部 企業取引課係員
令和6年4月入局

業務紹介

取引適正化調査室(令和7年12月までは下請取引調査室)は、取適法(令和7年12月までは下請法)の執行を担当しています。

取適法違反事件調査では、委託事業者の会社に赴き、中小受託事業者との取引内容を示す資料の確認や、発注担当者等からヒアリングを行います。また、中小受託事業者へもヒアリング等の調査を行い、取引の実態を解明します。取適法違反行為が行われていた場合は、行政指導を行い、取引を改善してもらいます。

また、一定の重要な事件の場合は、委託事業者に対して勧告を行い、その違反内容を公表しています。例えば、最近では、スーパーマーケットを展開する委託事業者や家電の量販店で

ある委託事業者に対し、中小受託事業者に支払うべき代金を減額していたとして勧告を行いました(令和7年9月)。

勧告も含めたこれらの行政指導により、本来中小受託事業者が受け取るべきであった額を委託事業者に支払わせるなどの改善措置を実施しています。ちなみに、令和6年度は、平成以降で最も多い21件の勧告を行いました。

取適法の執行は、委託事業者に取適法を遵守してもらうことにより、適正な価格転嫁を促進させ、中小受託事業者の貢上げを行うための重要な役割を担っています。日々の業務が、我が国の新しい商慣習を作る一步になっていくことを我々と共に実感してください。



関根 由詔
Sekine Yoshinori

取引部 上席取引適正化検査官
平成7年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

取引適正化調査室の総括係員の業務には、外部からの電話対応、他課室からの照会への対応、各検査班が実施した調査の件数等の取りまとめ、公表資料の作成等があります。

また、事件担当官として実地調査やヒアリング調査に行く

ことは基本的にありませんが、他課室や地方事務所等の取引適正化調査課と連絡を取って会議の日程を調整したり、勧告事件の公表に向けてホームページの更新作業をしたりして、事件の処理が円滑に進むようサポートすることも重要な業務です。

業務紹介

株式取得や合併等の企業結合は、企業の成長戦略の一環として非常に重要な手段であり、新たな価値創出や国際競争力の強化に寄与するものです。一方で、市場が独占されるような企業結合が行われれば、企業にとっても創意工夫を通じた更なる成長は期待できませんし、取引先や最終消費者に不利益をもたらすこととなります。

そこで、独占禁止法では、一定規模を超える会社が、株式取得や合併等の企業結合を行う場合には、事前に公取委に届出を行うことを義務付けています。そして、企業結合課では、事業者から届出のあった企業結合が、市場の競争を制限し、



後藤 景子
Goto Keiko

経済取引局 企業結合課長補佐(総括担当)
平成22年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

企業結合課の総括係員の主な業務は他部署からの作業依頼と事業者からの電話への対応になります。作業依頼では、求められている作業の内容を確認し、過去の資料を探したり、上司と相談したりしながら業務を進めています。

需要者や消費者の利益を損なうものでないかを審査しています。

企業結合審査に当たっては、企業結合が行われる市場の商品やサービスの特徴等を把握し、市場の構造や競争状況等を確認する必要があります。そのために、企業に対するヒアリングやアンケートの実施、経済分析チームによる経済的観点からのデータ分析を行うこともあります。当事会社と適切にコミュニケーションを取りながら、企業結合計画の論点を整理して、市場に与える影響を迅速かつ的確に審査しています。

新たな発見に満ちた
企業結合審査を支える仕事の面白さ

競争政策は業種横断的な政策であるため、担当する業務によって、様々な業界の事業者や所管官庁の方々といったその道のプロと対等に議論を交わす姿勢が求められます。これまで縁のなかった業界の事情を学ぶのは容易ではありませんが、知的好奇心が刺激され毎日が新鮮です。常に新たな発見があり長く働いていても飽きることがない点は、公取委ならではの魅力だと思います。

現在、私は企業結合課の総括係として、主に対外対応や課内調整といった業務を担当し、企業結合審査を担う班が審査実務に専念できるよう、日々、全体のサポートに取り組んでいます。その中で、個別の案件に応じた論点や制度運用の奥深さに触れる機会が多く、企業結合審査の信頼性や質を支える基盤としての責務を感じています。経済全体に影響を与える政策に携わっているという実感が、仕事のやりがいにつながっています。

企業結合審査は論点が多く、粘り強く調べ、考え方を磨く力が求められます。自分の考えを持つつ、分からることは素直に聞く方、そして好奇心と向上心を持って仲間と共に成長できる方が向いていると思います。また、私はこれまでの経験から、職場の人間関係が良ければ、どんなに困難な仕事でも皆と一緒に乗り越えられると考えています。ですから、明るく元気にコミュニケーションができ、チームの雰囲気を前向きにしてくれる方、大歓迎です！

電話対応では、事業者やその代理人から新しく計画されている企業結合の相談や独占禁止法上の考え方に関する質問等を多く頂きます。

相手方が伝えたいことは何かを意識しつつ、適切なコミュニケーションを取ることを心掛けています。

業務紹介

デジタル市場企画調査室

進化するデジタル市場で
新たな競争政策を追求する

デジタル市場企画調査室では、デジタル市場における様々な分野について実態調査を行い、独占禁止法や競争政策上の考え方を示すことにより、違反行為の未然防止や関係事業者における競争制限的な取引慣行の自主的な改善に向けた取組の促進を図るほか、実態調査の結果に基づいて、独占禁止法を補完する新たなルール整備に向けた提言を行っています。

これまでに、当室はオンラインモール・アリストア、デジタル広告、クラウドサービス、モバイルOS、ニュース配信、動画配信サービス、生成AIについて実態調査を行い、報告書を公表してきました。

また、デジタル市場の特質上、競争政策上の課題は国境を跨いで各国・地域と共に通じているため、海外の競争当局や事業者等とも積極的に意見交換を実施しています。さらに、当室では公取委員会を対象にデジタル市場に関する勉強会を開催し、日々変化していくデジタル分野に関して知識のアップデートを図っているほか、専門的スキルを有する民間人材をデジタルアナリスト(非常勤の国家公務員)として10名(令和8年1月1日時点)採用しており、巨大IT企業に対応できる体制整備を行っています。

このように、デジタル市場企画調査室の業務は、ダイナミックに進歩し続ける分野を対象としており、時代に即したより良い競争政策を追求しています。

官房参事官(デジタル担当)付

スマホソフトウェア競争促進法を通じて
公正なデジタル競争環境を守り抜く使命

官房参事官(デジタル担当)付は、日本のデジタル市場の



未来を左右する重要な法律、スマホソフトウェア競争促進法(スマホ法)の運用を担っており。この法律は、昨年(令和7年)12月に全面施行されたばかりの新しい法律であり、いまや生活のインフラとなっているスマートフォンを利用するためには欠かせないモバイルOSやアリストア、プラウザ等の「特定ソフトウェア」に焦点を絞りつつ、少数の有力な事業者による寡占市場で生ずる競争制限的な行為を迅速に解決するためのものです。このスマホ法は今後のデジタル市場において、より公正かつ自由な競争を促進する「要(かなめ)」となると確信しています。巨大テック企業が、デジタル市場を支配し、新規参入を排除すれば、イノベーションは停滞し、事業者や消費者の利益は深刻に損なわれます。公正かつ自由なデジタル競争環境を守り抜くことが、日本企業による新しいサービスの創出を促進し、イノベーションを後押しします。その結果、より安価で多様なデジタルサービスを享受でき、ひいては日本の経済全体の発展、そして国民生活の豊かさに直結することとなり、極めて社会的意義の大きい業務となっています。

公取委の業務の中でも、最もダイナミックに進化し続けるこの分野で、今後も時代に合ったより良い競争政策を追求し、デジタル市場の競争環境を守り続けます。公正で開かれた市場こそが、豊かな未来を築く鍵だと信じています。

デジタル市場企画調査室係員(1~2年目)の業務紹介

デジタル市場企画調査室の総括係員の主な業務は、実態調査業務、当室に所属するデジタルアナリストと協力してプロジェクトを進めたいという要望を他課室から受けた際の調整、他課室からの各種発注業務への対応です。実態調査の具体的な業務として、調査対象分野に関する情報

収集やヒアリングを通じた業界の実態把握を行い、独占禁止法・競争政策上の問題がないか検討しています。また、デジタルアナリストと日々コミュニケーションを取りながら、デジタル分野に係る最新情報の取得に努めています。



池澤 大輔

Ikezawa Daisuke

経済取引局 デジタル市場企画調査室長
平成21年4月入局デジタル市場を深く理解して
競争政策の論点を探る

近時発展の著しい生成AIを始めとするデジタル技術は、我々の暮らしを飛躍的に豊かにしてくれています。市場における公正かつ自由な競争は、そうした技術やサービスの発展に欠かせません。私が担当しているデジタル市場の実態調査は、市場の実態を把握し、競争政策上の論点を明らかにすることで、市場の競争を促進することを目指すものです。デジタル市場における競争政策上の論点を的確に把握するためには、当然のことながら、市場に関する深く正確な理解が求められます。テクノロジーの専門家であるデジタルアナリストと協働しながら、また、時には海外の競争当局の担当者とも議論しながら、市場への理解を深め、徐々に課題を明らかにしていくという作業は、とてもエキサイティングなことだと感じています。

公正かつ自由な競争を可能とする市場環境は、経済を発展させ、個々人が輝ける社会を作っていく上で不可欠なインフラです。独占禁止法と競争政策というツールを使って、どのようにこのインフラを維持し、改善していくのか、そうすることで、社会をどのように良くできるのかを自問自答するようにしています。また、専門性の高い領域で仕事をするために、常に学ぶという姿勢を大事にしています。あわせて、できる限り視野を広げられるよう、好奇心を持って様々な話に触れるよう心掛けています。



白石 龍輝

Shiraishi Tatsuki

官房 参事官(デジタル担当)付
デジタル調査官(主査)
平成30年4月入局

業務紹介

調整課はその名のとおり、主として政府規制の強い特定の事業・業界について各省庁が立案した法律案や各省庁が行う施策が、公正で自由な競争を制限したり、阻害したりすることのないよう、各省庁からの相談を受けるなどして調整をしています。簡単にいうと行政機関のための独占禁止法相談窓口です。

そのほかにも、様々な分野における独占禁止法及び競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促したり、制度所管官庁による規

制制度の見直し等を提言したりする活動(=アドボカシー)の一環として、実態調査を行っています。

皆さんはタクシー配車アプリを利用したことはありますか?調整課では、令和7年4月に「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」を公表し、当該分野について独占禁止法上及び競争政策上の考え方を示しています。意外と皆さんの生活に根ざした分野についても実態調査を行っていますので、興味のある方は是非公取委のHPで実態調査報告書をご覧ください。



堀江 優貴

Horie Yuki

経済取引局 調整課係長
平成30年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

調整課の総括係員は主に庶務や地方公共団体からの相談への対応等を担当します。地方公共団体からの相談については、基本的に電話で相談内容を聞き取り、独占禁止法上問題がないかどうか検討します。

回答案は、まずは自分で内容を検討した上で、上司にも

確認してもらい作成するのですが、私は先方から相談内容を漏れなく聞き出すことにまだ苦戦中です…。

また、当課所管の「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」の普及啓発のため、様々な市町村へ講師派遣に行くこともあります!

業務紹介

経済分析室は13名の常勤職員のほか、3名の経済学者(大学教員)がエコノミックアドバイザーとして在籍しており、経済学博士5名、修士9名を擁するプロフェッショナル集団です(令和8年1月1日時点)。当室は、エコノミックアドバイザーの支援・助言も受けつつ、経済学の専門的知識・経験に基づく分析等を通じて、法執行や政策立案を担う部署への支援を行っています。具体的には、独占禁止法違反被疑事件の審査における経済学的知見に基づく助言や意見書の作成、企業結合審査における競争への影響評価や定量的分析の実施のほか、アンケート調査の設計や統計分析、過去の措置等の事後評価への支援も

行っています。このように、当室は高度な経済理論とデータ分析を駆使し、市場における健全で公正な競争環境作りを支える重要な役割を担っています。

令和7年1月には、経済分析に关心がある又は能力を有する職員がさらに能力を発展・発揮できるよう、国内外の大学院等への留学機会の付与や、経済分析関連部署への優先的・長期的な配置等を制度化した「経済分析担当官制度」も始動し、今後、公取委の中でも、より一層の活躍が期待されています。

経済分析が切り拓く新たな政策の舞台に挑戦したいあなたと共に働く日を楽しみにしています。



今岡 友佳子

Imaoka Yukako

官房 経済分析室係員
令和6年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

経済分析室の総括係員の業務は、経済分析室の全ての業務が円滑に動くよう、縁の下の力持ちとして貢献することです。

具体的には、他課室との調整が必要な際のやり取り、経済学的な見方について相談を受けたときの打合せへの

スキルの向上と専門性の深化に恵まれた環境

経済分析室は公取委の中でアカデミアに最も近い課室の一つであり、学生時代に学んできた内容が活かせたと感じる瞬間にやりがいを感じます。

例えば、他課室が実施する実態調査等の設計が、仮説を実証するのに必要十分であるかどうかを検討したり、データの集計において前処理から作業を行い、資料の作成や担当課室への説明をしたりするなどがあります。入局2年目の係員ながら、公取委の業務に貢献している感触や達成感がありました。分析等の結果を政策立案や法執行につなげることが求められるため、その橋渡しに難しさも感じながら業務に取り組んでいます。

その他、海外の大学院等が実施する経済学・データ分析等の研修や学会に参加する機会もあり、スキルの向上や専門性の深化の点でも恵まれた環境だと感じています。

学生時代に経済学や経済分析の手法を学んできた方はもちろん、PythonやStata等のプログラミングコードに興味がある方、中長期的なプロジェクトに携わりたい方、公取委内での新しい分野に興味がある方は経済分析室に活躍のフィールドがあると思います。また、経済分析室では他課室とのコミュニケーション・連携を必要とする場面も多いので、専門外の職員に対してかみ砕いて伝える力がある方、公取委の業務に幅広く携わりたい方も大歓迎です。



官房 会計室

組織の財布を預かる 「屋台骨」会計室！

官房 国際課

世界を舞台に、 競争法の未来を形作る

業務紹介

「公正かつ自由な競争を促進し、守ることで、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにする！」というミッション達成のため、このパンフレットで様々な業務を御紹介しています。ですが、業務を行うためには必ず「お金」が掛かります。私たち会計室は、公取委の業務を進めていく上で欠かせない「お金」に関する業務である「会計業務」(公取委全体の予算の作成、執行、決算、会計の監査等に関する事務及び公取委の収入、支出等に関する事務)また、調達した物品等の管理に関する事務を担っています。

会計室の職員は、会計業務に関する法令に従い、全ての課室における「お金」の使い方(支出)のチェック、サポート、手続の案内等を行っています。例えば、業務で必要な物品やサービスの調達では、予算の範囲内で手続的に問題なく行われるという前提のもとで、本局や地方機関の業務がスムーズに進められるようにサポートをしています。このように、公取委の土台を支えるのが私たち会計室の役割です。公取委のミッション達成のため、全ての職員の皆さんと一緒に、日々、業務に取り組んでいます。



金浦 拓未 Kaneura Takumi

官房 会計室係員
令和4年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

会計室の総括係員は、他の課室からの連絡事項や作業依頼に関する室内への展開・取りまとめ、契約・購入等を行うために会計室へ提出する文書(支出伺い)の審査、他の課室からの予算執行に関する相談、他省庁からの作業依頼の対応等と幅広い業務を担っています。

特に、支出伺いの審査に関しては、公取委全体の支出を把握できるので、各課室がどんな業務に力を入れているのかという観点から、公取委全体の動向を知ることができます。これは会計室にしかない魅力です。

業務紹介

国際課は、世界中を訪れるチャンスの宝庫です。欧米やアジア、アフリカ、更にはインド洋の離島に至るまで、様々な国や地域で国際会議に参加し、海外の競争当局と意見交換を行う機会が豊富にあります。発展途上国への技術支援(独占禁止法の執行の蓄積を伝えたり、細かい手続の経験を共有したりします)を通じて、その国や地域の競争法の発展に貢献しています。また、訪日する学生や競争当局の職員に対して、日本の最新の取組を紹介するなど、国際的な影響を実感する瞬間が沢山あります。

加えて、政府の代表として経済連携協定(EPA)の競争政策



林 麻未 Hayashi Asami

官房 国際課係長(総括担当)
平成28年4月入局

係員(1~2年目)の業務紹介

国際課の総括係員の業務は、自分で判断できる業務が多く、世界の当局と関わる機会が沢山あります。当局のトップが交代したらお祝いレターを作成したり、在外日系企業に対する競争法違反の通報を受領したり、交渉中の協定の条文不備を見つけて改善を提案したりもします。

章の交渉に加わる、競争当局間で署名する協力取決めを起草するなど、国際的なルール作りにおいて重要な役割を担っています。完成したルールは半永続的な効力を持つため、自分の関わった仕事の成果と意義がとても分かりやすいです。

さらに、デジタル分野の最前線にも立っています。デジタル革新によるテクノロジーの進化と競争法とが交差する領域を、デジタル担当の協力の下、世界の当局と共に手探りしながら進んでいけることは、刺激に満ちた体験です。

総じて、国際課は「世界を舞台に、競争法の未来を形作る」最前線の場所です！



全国に設置された公取委の地方事務所・支所等は、地域における公正かつ自由な競争環境を守る最前線です。

職員は、独占禁止法、取適法、フリーランス法等の執行・運用に携わり、各法律の普及啓発活動や企業や消費者からの相談対応等、多岐にわたる業務を担っています。

地域経済の実情に即した対応を通じて、健全な経済活動を支える—それが地方機関の重要な使命です。

5 中国支所

多岐にわたる業務で成長を重ねる

橋爪 愛佳

Hashizume Manaka

総務課係員
令和7年入局



中国支所総務課では、独占禁止法に係る相談対応、広報業務（独占禁止法教室や有識者からの意見聴取等）、会計業務、採用活動等、多岐にわたる業務を行っています。また、審査課が担当する立入検査の応援に入ることもあり、若手のうちから様々な経験を積むことができるのが地方事務所の良さだと思います。実際、私は1年目ですが、上司のサポートのもと、採用活動での業務説明や独占禁止法教室の講師をメインで担当させてもらったり、立入検査の応援に行ったりもしました。また、中国支所は職員が約20名と小規模なので、課をまたいで協力しながら業務を行うこともあり、課と課の距離が近く和気あいあいしているのが特徴です。

7 九州事務所

チームの力で課題を乗り越えていく

幸屋 健太郎

Koya Kentaro

フリーランス課長
平成18年入局



九州事務所フリーランス課では、フリーランス法に関する、相談・申出対応、調査業務、普及啓発及び他省庁との連絡調整業務を担当しています。同法は施行後間もないこともあり、日々様々な課題が出てきます（いろいろあります…）ので、その度に、課内で議論して前に進めています。仕事は大変ですが、フリーランスの方から「働きやすくなった」とのお声を聞くと、元気100倍です。

また、九州事務所は、九州7県を管轄区域とし、違反行為の調査や正指導等の業務を「ワンチーム」で行っています。居心地がよく、有志で健康食品の共同購入をしていました、ベテランが若手職員からアイドルグループについて教えてもらっていたり、将来設計について真剣に議論していました、楽しそうな雰囲気です。

4 近畿中国四国事務所

あらゆる経験を通じて多くを学ぶことができる

柳井 美暁 Yanai Miaki

経済係長
令和2年入局



近畿中国四国事務所経済取引指導官では、企業の株式取得等による企業結合の届出を受理し、市場に影響がないかの審査対応、事業者が今後行おうとしている事業活動について独占禁止法上問題ないかの相談対応、地方自治体職員等向けに官製談合防止法の研修等、普及啓発の業務を行っています。本局では経済取引局総務課、企業結合課、取引部相談指導室等、複数の課で担当しているこれらの業務を、広く担当することができます。どの業務も独占禁止法違反を未然に防ぐという観点で業務を行うため、まだ起こっていないことをあれこれと予測しないといけないのは難しいと感じますが、あらゆる業界の商慣習や商流を知ることができて大変勉強になる、と感じています。

近畿中国四国事務所には、多数の職員が在籍していますが、同じ部屋で仕事をし、同世代の職員も多くいますので、他課の職員に気軽に質問をしたり話しかけやすい雰囲気です。また、フレックスタイム制、テレワーク制度、年次休暇等を個人の都合に合わせて柔軟に活用できるのでとても助かっています。



1 北海道事務所

情報収集と連携を通じて調査を進めていく

長谷川 元洋 Hasegawa Motohiro

第一審査課長
平成14年入局



北海道事務所第一審査課では、独占禁止法違反に関する外部からの情報提供の受付や、職員自らが情報収集を行うことにより、独占禁止法違反事件の入口を見つける業務を行っています。また、第二審査課と連携し、北海道内における独占禁止法違反事件調査も担当しています。事件調査では、関係者からの事情聴取や収集した物証を基に、事件の実態解明を行っています。

北海道事務所の職員数は約20名。若手からベテランまで様々な年代の職員で構成されています。小所帯ということもある、物理的にも心理的にも職員同士の距離が近く、世代や役職、所属課の別を問わず、相談や意見交換（時には雑談も）がしやすい雰囲気なので、コミュニケーションが取りやすい環境です。

2 東北事務所

取適法の執行と周知に力を注いでいく

白川 慶 Shirakawa Kei

取引適正化調査課
取引適正化調査官
平成22年入局



現在、東北事務所取引適正化調査課では、①取適法（令和7年12月までは下請法）の執行及び②取適法の周知に力を入れています。①では、実際に発注者の事務所を訪問して取引の記録（発注書や支払記録等）を確認するとともに、発注者・受注者双方にヒアリングを行い、取適法に違反する行為が見つかれば勧告又は指導を行っています。また、②では、令和8年1月1日に下請法が改正されて「取適法」になったばかりですので、東北地方6県において東北経済産業局と合同で改正前から取適法説明会を実施しました。

東北事務所では他の課も含めて様々な業務を担当しており、少し忙しくなることもありますが、どの課にも素敵な人材がそろっているので、毎日楽しく仕事に取り組めています。事務所のメンバーで楽天球場に野球観戦に行ったり、松島のカキ小屋でカキを大量に食べたり、とりあえず居酒屋に行ったりといったイベントもあります。

3 中部事務所

アンテナを高く張り気づきを大切にする

小林 ちづる Kobayashi Chizuru

取引課係長
平成24年入局



未然防止に向けて広報活動を広げていく

若林 京祐 Wakabayashi Kyosuke

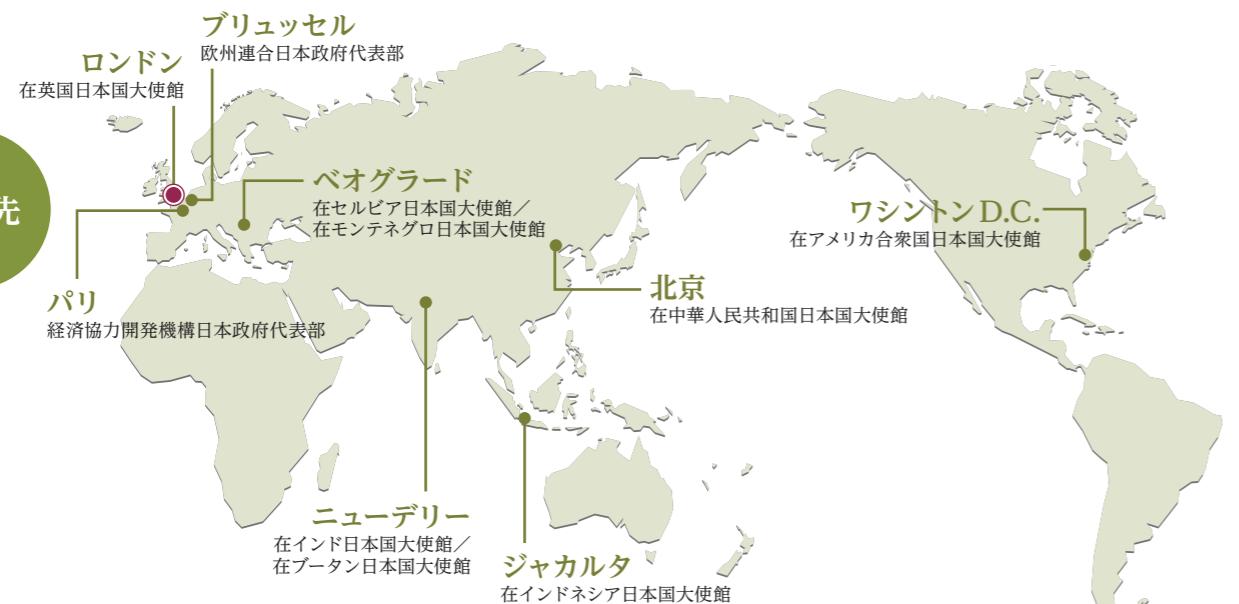
取引適正化調査課係員
令和4年入局



四国支所取引適正化調査課では、取適法に関する事件調査のほか、事業者から日々寄せられる取適法に関する相談に対して考え方を説明したり、取適法違反を未然に防ぐための広報活動をしたりしています。

四国支所は他の地方事務所と比べて人員が少なく、若手のうちから様々な業務を経験することができます。人員が少ないからこそ上司にサポートしていただきながら、様々な業務において若手でも主体的な役割を担うことができ、日々の業務を通じて成長することができる環境です。また、四国支所では相談対応の際等に疑問に感じたことをすぐに上司に相談でき、場合によっては法律上の考え方について上司と議論することもある等、風通しの良い職場環境が整っています。

派遣先



海外で活躍する職員と業務紹介

From 在英國日本大使館／国際派遣

幅広い経済分野から挑む
国際経済の最前線で日英関係強化を目指して

池田 大起 *Ikeda Daiki*

在英國日本大使館 (平成23年4月入局)

国際派遣の業務について

私は現在、公取委から外務省に出向し、ロンドンにある在英國日本大使館で勤務しています。英国には、公取委のカウンターパートである競争・市場庁 (CMA) があり、デジタル市場やAIといった最先端分野で世界をリードする競争政策・消費者保護政策を展開しています。私は、CMAがどのようにルールを設計し運用しているかを日々調査するとともに、公取委とCMAの橋渡し役として、意見交換や協力関係の促進を支えています。

また、在外公館では、競争政策だけでなく、日英間の経済全体に関わる幅広い分野を担当することになりますので、国際経済の最前線に身を置きながら、両国の関係強化に貢献することを目指しています。

国際ネットワークが支える競争政策の使命

今、AI等の最先端技術をめぐって、世界中で、「いかに投資を促し、自国の成長につなげるか」が大きなテーマとなっています。投資を後押しするためには、予測可能で安定した規制環境が不可欠であり、競争ルールもその重要な一部です。

各国が異なる制度を持つ中で、日本として最適な制度を考えるためには、国際的な議論の動向を速く正確に把握することが欠かせません。その最前線に立つ在外公館では、現地でこそ得られる「生の情報」や「人とのつながり」が大きな糧となります。競争政策に関する国際的ネットワークの中で日本の立場を発信し、世界の動きと日本を結ぶ——その使命に大きなやりがいを感じています。

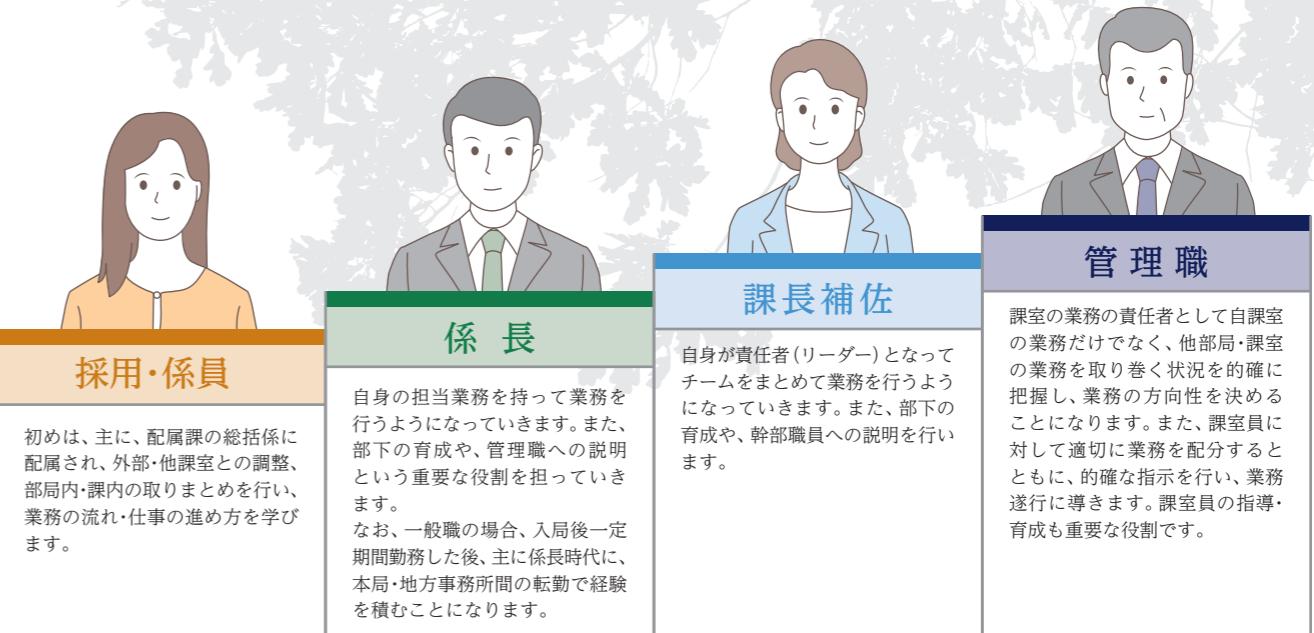
ロンドンでの過ごし方

ロンドンは多様な国籍の人々が集う活気あふれる街で、ビジネスも文化も刺激に満ちています。街を歩けば、日常的に異なる言語や価値観に触れ、国際都市ならではのエネルギーを感じます。休日は家族とともに、緑豊かな郊外を散歩したり、プレミアリーグの試合を観戦したりと、異文化の中で働く緊張感と、家族と過ごす穏やかな時間の両方を楽しみながら充実した日々を送っています。



採用後のキャリアステップ

採用後、公取委の重要な業務である事件審査業務を含め、約1~3年ごとに様々な部局を異動し、様々な経験を積むことになります(なお、総合職の場合、採用されてしばらくは、1年ごとの異動が多い傾向にあります)。このほか、本局・地方事務所間の転勤、海外大使館を含む他省庁での勤務、国内外の大学院等へ留学する機会も用意されています。このような様々な経験を積む中で、視野を広げるとともに、高い専門性を身に付けることを目指しています。



概ね、1~3年ごとに様々な部局へ移動

留 学

総合職

海外の大学院(修士課程)等に留学(原則2年間)する機会があります。近年では、米国、英国、フランス等の国の大学院に職員を派遣しています。

一般職

国内の大学院(修士課程)等に留学する機会があります。また、海外の大学院(修士課程)等に留学することも可能です。(最大5年間)。

ポイント!

公取委では、経済分析を担う職員の育成を進めています。そのため、修士号だけでなく博士号を取得するためには、国内外の経済系大学院に留学することも可能ですが(最大5年間)。

出 向／人事交流

総合職

出向先: 内閣官房、内閣府、消費者庁、デジタル庁、総務省、外務省(在外公館)、財務省、四国財務局、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

一般職

在外公館での勤務: 在インド日本大使館、在中華人民共和国日本大使館、在英國日本大使館、在アメリカ合衆国日本大使館、在セルビア日本大使館

国際機関での勤務: 経済協力開発機構(OECD)

※掲載順は内閣官房が公表している国行政機関の組織図を参考にしています。



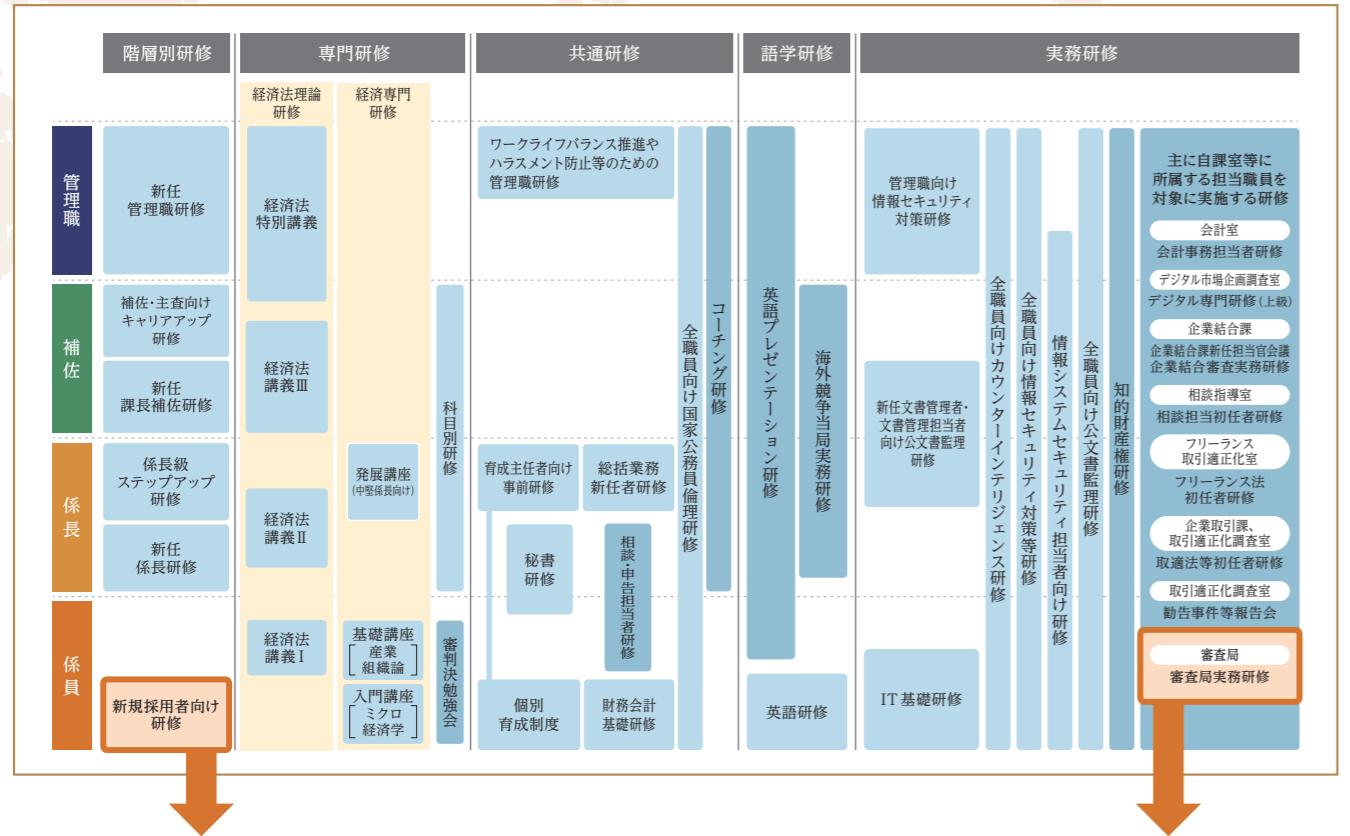
地方転勤について

総合職・一般職

一般職で採用となった場合、入局後一定期間勤務した後で、本局(東京)採用者の場合は地方事務所・支所のいずれかに、地方事務所・支所採用の場合は本局に約2年間の転勤があります。

総合職で採用となった場合には地方転勤の機会はありません。

令和7年度研修体系図



新規採用者研修について

公取委では、採用後約1か月の時間を掛けて、新規採用者研修を実施しています。新規採用者研修では、社会人としてのマナーから国家公務員・公取委職員としての心構え、必要な知識及び技能について学ぶことができます。中でも、公取委の仕事で欠かすことのできない独占禁止法に関する講義には、合計20時間を超える時間を掛けていて、学生時代に同法に触れたことがない人であっても同法の基礎的な知識を身に付けることができる内容となっています。公取委が行う研修で、1か月の長期間、同じメンバーが集まって受講する研修はほかになく、同期同士のきずなを深める絶好の機会にもなっています。



実務研修について 審査局実務研修(初任者基礎研修)

公取委では、審査局に配属された職員に対して、階層別、テーマ別研修を実施しています。例えば、審査局へ初めて配属された職員に対しては、初任者基礎研修を実施しています。この研修は、審査局の初任者が業務を適正に行うために必要となる基礎的な知識や技能を習得できる内容となっており、例えば、独占禁止法に違反している疑いがある会社に対して行う立入検査に関する講義・実践演習や、供述聴取(事情聴取)に関する講義や演習等を合計15時間近く掛けて実施しています。また、近年のIT化の進展に伴い重要性が増している電子証拠(メールやスマートフォンのデータ等)を立入検査時に適正かつ的に収集できるよう、電子証拠の収集に関する講義に加えて、特殊なソフトウェアを用いた実習を行っています。



個別育成制度対談

デジタルの現場で育む成長とつながり



吉田 大輝
Yoshida Hiroki

官房参事官(デジタル担当)
デジタル調査官(総括担当)
[令和元年4月入局]



丸田 蒼
Maruta So

官房参事官(デジタル担当)
係員
[令和7年4月入局]

丸田 着任当時、デジタル参事官付は、国会対応で多忙を極めており、大きな不安を抱いたことを鮮明に記憶しています。



そのような状況下で、吉田さんが気さくに声をかけてくださり、課室の皆さんのが温かく迎え入れてくださったことが、大変嬉しく感じられました。

吉田 彼が着任した当時、部署はスマートウェア競争促進法の施行に向けた準備や生成AI市場に関する実態調査等、多くの重要な業務を抱えていて、緊迫した雰囲気と業務の刺激に彼が圧倒されている様子がすぐに分かりました。そこで、タイミングを見計らい、「今はバタバタしているけど、焦らなくて大丈夫。分からないうことは些細なことでもいつでも聞いてね」と声をかけました。彼は「ありがとうございます」とホッとした笑顔を見せてくれ、安心してもらえたと感じました。

また、課室の皆様が彼を温かく迎え入れ、指導を分担してくれたことが、私にとっても何よりの援助でした。

丸田 根拠の明確でない資料を自己判断で作成した際、吉田さんから「自分が作成したものに対しては、過去例を参考に、必ず根拠を持って上司に上げる」という重要なアドバイスを頂きました。

公務員は、特に資料を作成する際に、その基盤となる根拠や論拠を明確にすることが求められるので、今も業務を遂行する上で心掛けています。

吉田 彼を指導する中で、彼は、素直にフィードバックを受け止め、即座に行動に移すことができるという、非常に重要な能力を持っていると気付きました。このインプット・アウトプットの

スピード感こそが、彼が今後大きく成長する鍵だと確信しています。

また、指導する際、「自分で考える機会を奪わないこと」と、「目的を明確に伝えること」の2点を特に心掛けています。最初は丁寧に手順を教えますが、慣れてきたら「あなたならこの業務をどう進めますか?」と問い合わせ、主体性を促します。そして、「なぜこの資料には正確な根拠が必要なのか」という仕事の背景や、省庁間の調整の難しさを伝え、彼が本質を理解して取り組めるように導いています。

丸田 私が最も成長したと実感していることは、発注趣旨を深く掘り下げて理解し、自立的に資料作成ができるようになってきた点です。着任当初は、吉田さんに一から丁寧に教えてもらいながら取り組んでいましたが、今では自ら発注を拾い上げ、根拠を明確にした上で資料を作成できるようになりました。

吉田 指導するに当たって、難しいと感じるのは、多忙な中で、彼が自ら「失敗」を経験し、そこから学ぶための時間を確保することです。全てを先回りして教えすぎるの成長の機会を奪うため、そのバランス調整が常に課題です。一方、手応えを感じたのは、彼が自ら成長を実感している点です。

これは、彼が主体的に考え、与えられた業務以上の価値を生み出そうとしている証であり、大きな喜びを感じました。

丸田 これまでで最も失敗したこととして、他省庁からの問い合わせ対応で、上司へ内容を正確に伝えられなかったことがあります。

現在は、正確な書き取りと、不明点を恐れず質問する姿勢を徹底しています。

吉田 失敗に対し、「なぜ情報の伝達がうまくいかなかったのか」を彼と一緒に振り返りました。アドバイスしたのは、「曖昧な理解で終わりにしないこと」です。具体的には、「不明点を恐れず質問する姿勢を徹底することに加え、情報を受ける際は「ディクテーションのように正確に書き取ること」、そして「その情報の背景知識や他組織への影響まで深掘りすることの重要性を伝えました。

丸田 これからも沢山の業務に挑戦する中で頂くフィードバックを、私自身の成長のための最も貴重な財産として捉え、同じ間違いを繰り返さないよう心掛けていきたいと思います。

課室の皆様の持つ専門的な知識と、業務で得られる実践的な経験を迅速に吸収し、いち早くこの組織の一端を担える人材として成長していきたいです。

吉田 彼にアドバイスを行う中で、「指導はアウトプットの質を高める最高のインプットである」ということに改めて気付きました。業務の原理原則や重要性を説明する過程で、「なぜこの作業が必要なのか」「この資料の論拠はどこにあるのか」と、私自身の業務に対する根本的な理解や知識の体系化が進みました。また、若手の視点や疑問に触れることで、組織全体として業務を改善するヒントを得ることもでき、自身のマネジメント能力の向上につながっています。

今後、彼には「自立した上で、周りを巻き込む力」を身につけてほしいです。彼は今、いろんな方から頂いたフィードバックを真摯に受け止め、着実に知識と経験を吸収しています。さらに成長するためには、彼自身の持つ「専門的な知識」を、今度は周囲のメンバーと関係省庁に主体的に発信し、調整する役割を担っていくことが重要になります。遠慮せずに様々な業務に挑戦し、デジタル社会の未来を切り開く活躍を期待しています。

甕 実紗

Motai Misa

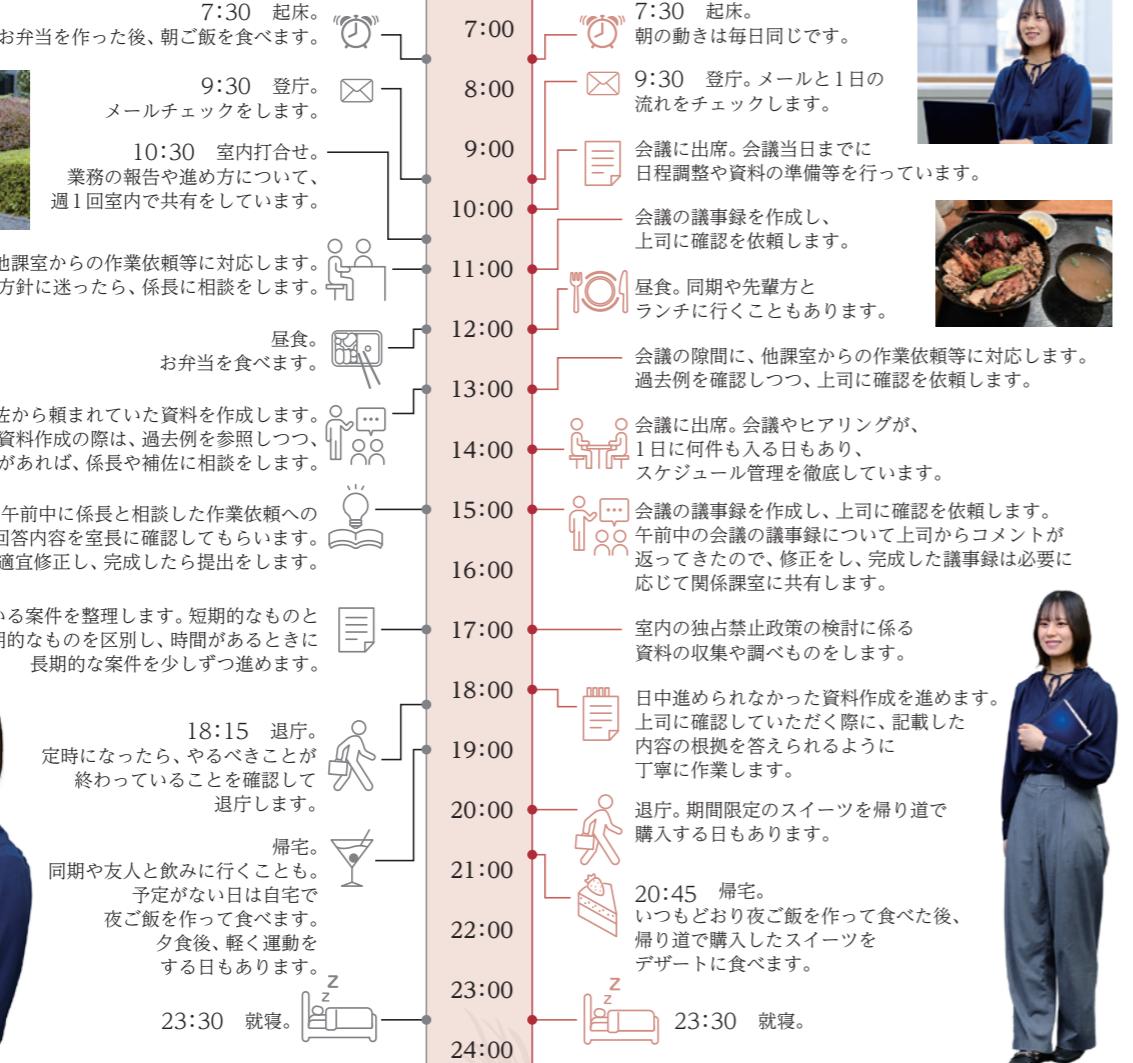
経済取引局 企画室係員
令和7年4月入局



私が所属している経済取引局総務課企画室は、「独占禁止政策に関する基本的事項の中長期的観点に立った企画及び立案に関する事務」を担っており、私は、総括係員として、主に、他課室からの照会への対応や、資料作成、室内での独占禁止政策の検討に係る資料や情報の収集等を行っています。また、有識者へのヒアリングに随行することもあり、独占禁止法について日々勉強しながら業務に取り組んでいます。

退庁時間が20時を過ぎる日もありますが、定時頃に退庁できる日が多いです。フレックスタイム制やテレワーク制度の活用、休暇の取得もしやすく、とても働きやすい職場だと感じています。

標準的な1日



繁忙期の1日



OFF TIME
メリハリをつけて生活することを意識しており、休日はお出かけをしてリフレッシュしています。平日の業務後に、SNSで美味しい食べ物を探して、休日に食べに行くことが多いです。休暇も取得しやすいので、大体1、2か月に1回は、旅行をしています。夏休みには9連休を取得し、地元に帰省したり、旅行したりと充実した時間を過ごすことができました。

合田 大希

Goda Taiki

審査局 第四審査上席係員
令和7年4月入局



私が所属している審査局第四審査上席は、独占禁止法違反被疑事件の審査業務を担っています。審査の方針によって、違反の疑いのある企業への立入検査、証拠の収集・精査、事件関係者への事情聴取等を行っています。審査の結果、行政処分を命ずることと判断された場合、行政処分を滞りなく行うための必要な手続のサポートも欠かせません。事件開始前後は、立入検査の準備や事件関係書類の読み込み、整理等で忙しく、退庁時間が21、22時となってしまうときもあります。その他の日はほとんど、定時で退庁できています。年次休暇やフレックスタイム制、テレワーク制度等も活用しやすい環境だと思います。

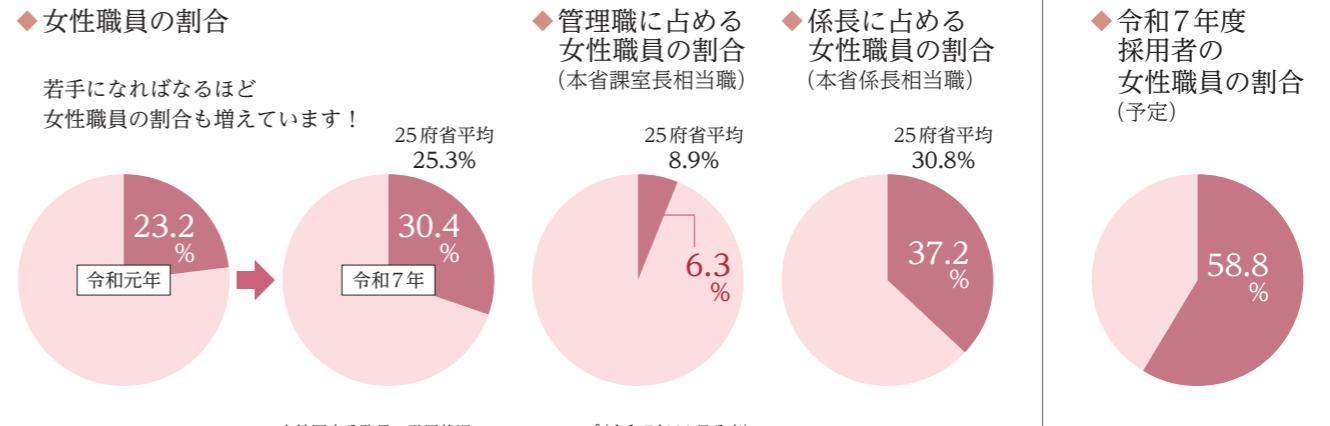
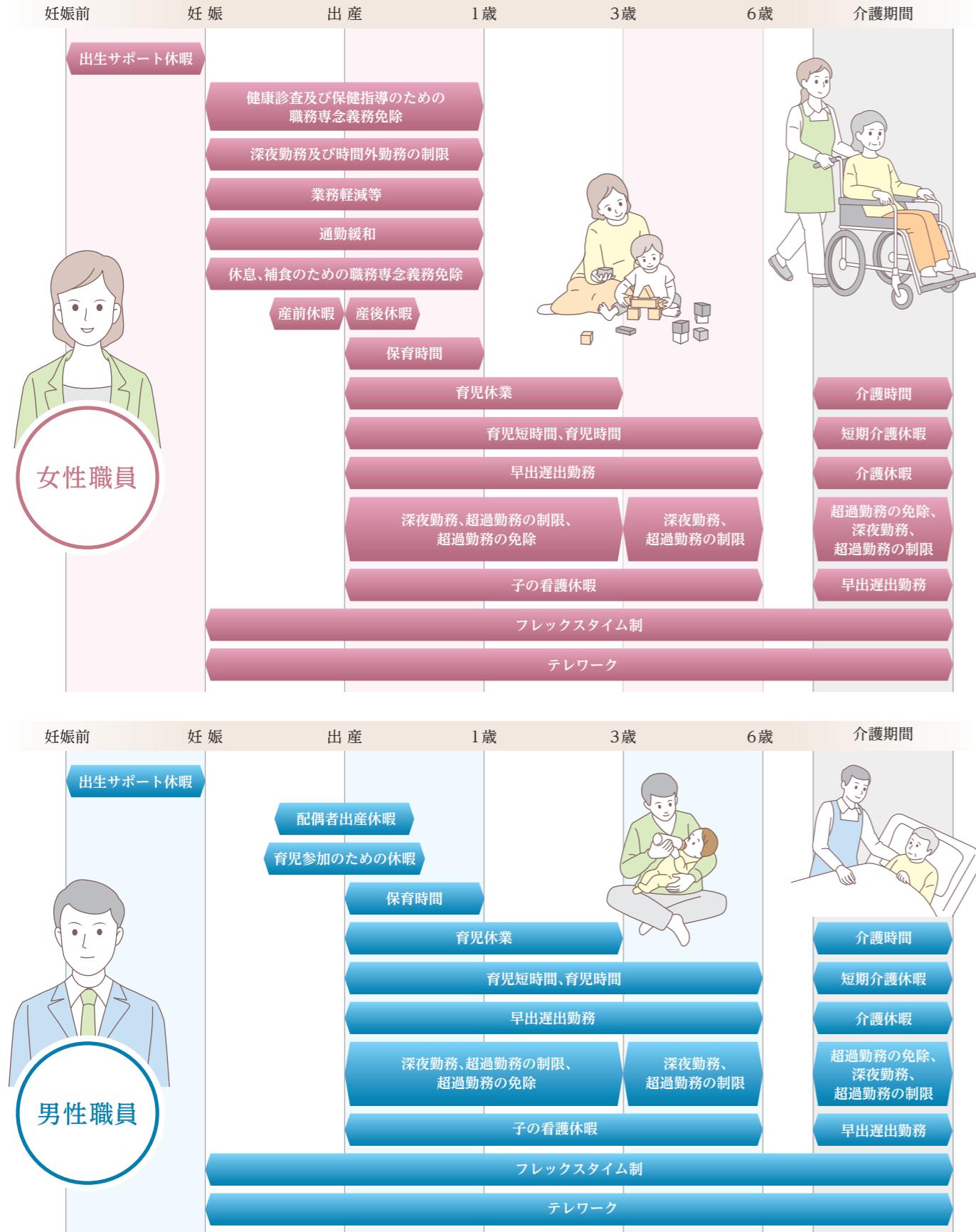
標準的な1日



OFF TIME
社会人になってから、美味しいご飯を食べることが趣味になりました。仕事のお昼時間には、他省庁へランチを食べに行ったり、休日も美味しいご飯を求めて、他県へ出掛けたりすることがあります。雨等で外に出たくないときは、家で映画を見ているか、ゲームをしています。



育児・介護の両立支援制度の内容と利用可能期間



平均年間総超過勤務時間及び年次休暇取得日数



新庁舎への引越し

公取委は、令和8年2月に新庁舎(虎ノ門アルセアタワー)に移転を完了しました。新庁舎は、人員増や働き方の多様化に対応する、柔軟で持続可能なオフィスを目指しています。オフィス改革を通じ、より働きやすく、創造性を発揮できる環境を整備することで、組織全体のパフォーマンスを向上させていきたいと思います!!

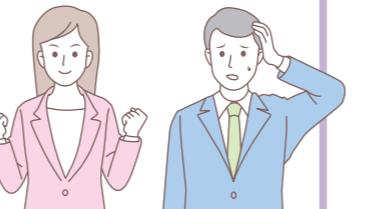


QUESTION 入局してからギャップを感じたところは？

- A
- 思つたり電子化が進んでおり、業務効率化につながっているところ（公務員は押印文化、紙回議と思っていた）。
 - 入局前はお役所の静かな環境を想像していたが、実際には雑談や熱い議論が多く、活気ある職場である。
 - 法執行ばかりではない幅広い公取委の活動に驚いた。思つたり公取委の知名度が高く、一方で国民から期待されていることと公取委でできることや目指していることに乖離が垣間見えると感じた。
 - 庶務が多いと聞いていたが、「1年目からこんな仕事できるんだ！」ということも多く、良い意味でギャップがあった。
 - 1年目は庶務業務が多いかと思っていたが、相談対応に同席させていただけること。
 - 勤務形態の柔軟さである。特にフレックスタイム制を活用している人が多く、日々の業務にメリハリがついているように思う。

QUESTION 失敗や成功も含め、印象に残っていることは？（法執行業務）

- A
- 令和7年6月に、フリーランス法で初めてとなる勧告を行ったこと。新しい法律かつ相手が大手企業ということもあり、SNS等でも目に見えて大きな反響があった。初めて携わった案件がこれほど世間から注目されるとは思っておらず、また、公取委が社会に与える影響力の大きさを肌で感じたため、印象に残っている。
 - 勧告を公表した際に、記者レクといった普段経験することができない場に参加できたことが印象に残っている。
 - 立入検査は精神的にも体力的にも大変だったが、その様子がニュースや新聞等で、大きく報道された際にはかなりやりがいを感じた。
 - 実地調査において、上司が関係人に業務の運用が取適法に違反していないかという確認をされた際にその場で受け答え、補足を行っている姿に感銘を受けた。
 - 初めての立入検査では、緊張のあまり書類を何度も書き間違えてしまったが、上司がうまくフォローしてくださり、その後は落ち着いて検査に挑むことができた。
 - 規模の大きな事業者への勧告時、ネットニュースやニュース番組で事件が大きく取り上げられているのを目にして、自分たちの仕事の世間への影響力の大きさに驚いた。



QUESTION 失敗や成功も含め、印象に残っていることは？（政策立案業務）

- A
- 一般の方（フリーランス）からの相談対応。基本的に、相談者は何か不利益を受けて不満を抱えているため、冷静でない場合が多い。周りに助けてもらいつつ対応しても納得してもらえないことが多い中で、終話する際に「ありがとう」と言ってもらえたことは強く印象に残っている。
 - 何も分からぬまま法案審議に突っ込まれるという大変な体験をしたが、人生で二度はない大変さと言われるくらいのハードスケジュールをそばでみることができたこと、公取委の所管法の一つ「取適法」の改正に立ち会えたことは貴重な経験となった。
 - 初めての電話での相談対応で多くのことを聞きそびれた。先輩や上司は聞くべきことをリストアップしているらしく、まねしなければと思っている。
 - スマホ法のパブコメの開始、下位法令の施行等新聞の一面に載るような法施行に半年もたないうちに携われた事は、本当に恵まれているなと印象に残っている。自らの手で起案した決裁が総長や、委員長まで届いたとき、国という大きな事象を動かそうとしているんだと（大げさですが）感じたときがあった。
 - 金型を扱う企業の工場見学に参加させていただいたこと。中小企業の実態を知り、今後の業務へのモチベーションが上がったとともに、自分の仕事の重要性を知ることができた。
 - 初めて電話対応をした際、対応が素晴らしいと褒められたことが印象に残っている。当時不安だらけだった私にとってとても自信になった。

QUESTION 職場の雰囲気や上司・先輩職員との関係性は？

- A
- 業務の相談がしやすく、日々助けてもらっている。いつか自分もこうなりたいと思える方たちに囲まれているので、恵まれた環境にいるなと思っている。
 - 直属の先輩・上司は一息つけるような雑談をしてくれる。管理職の方が課室用にお菓子を置いてくれるくらい温かい方が多い。
 - 忙しい課ですが、雑談も多く、和やかである。上司も、常に困ったことはないか？と気にかけてくれる。
 - 相談しやすいし、反応してくれるだけでなく丁寧に向き合って考えてくれるし、頑張りを認めてくれたうえで改善方法を示唆してくださることや、考えることを教えてくださったり調べ方、着眼点を語ってくださるのがすごくありがたく日々勉強させていただいている。
 - 職場はとても風通しが良い。皆さん、1年目の私のことをよく気に掛けてくれる。
 - とても相談しやすい雰囲気である。仕事で悩んだことは一緒に考えてくれ、味方でいてくれる。
 - 1聞けば10答えてくださる丁寧な方ばかりで、毎日とても勉強になる。ちょっとした雑談も気軽にできる方が多い。



QUESTION 同期がいて良かったこと、助けられたエピソードは？

- A
- 自分ではまだ担当したことない業務でも、同じ部局の同期が担当したことがある業務だとアドバイスをもらえてとても助かった。
 - 困ったことがあれば上司に相談するが、内容によっては同期にチャットして解決することも多い。多様な知識と経験が集まることで、何か問題が起きても、知識を共有し合い、スピーディかつ的確に解決できている。
 - 仕事でよく関わる課室に同期がおり、疑問点のあるメール等はすぐに「ここどういうこと？」と聞くことができて助かっている。
 - 就職で上京しこちらに友人が少なかったが、同期に恵まれ休日も楽しく過ごせている。
 - 庶務業務等において分からないことや、システムに関するトラブルについての情報共有をもらえたこと。
 - 上司や先輩には聞きづらい初步的な質問でも教えてくれたり、仕事で失敗した時の気持ちをさらけだせる同期がいることで、精神的な余裕を持つことができた。
 - 業務で分からないことを誰よりも気軽に聞ける。近況報告やちょっとした愚痴も言い合えて気持ちが楽になる。
 - 誤ったメールを送ってしまったりしてもチャットからすぐに指摘が入ったりすること（笑）。

QUESTION 出勤時の服装は？

- A
- 女性はかなり自由な印象。男性は、常識的な範囲であれば自由度は高い（自分は夏はポロシャツ、冬はシャツにカーディガンを着ることが多い）。
 - 男性は基本的にシャツ+パーカー等の上着や、ポロシャツで、室内で完結することにおいては基本カジュアルだと思う。
 - 職場での服装は結構自由だと思う。夏場はクールビズが推進されていることもあり、ポロシャツの方が多い印象。
 - ブラウスを着たりワンピースを着たりしている。寒い時のためにカーディガンを一着置いており、ひざ掛けも使用している。
 - 基本的にオフィスカジュアル（ブラウスにスカート等）であるが、立入検査の際はスーツを着用している。

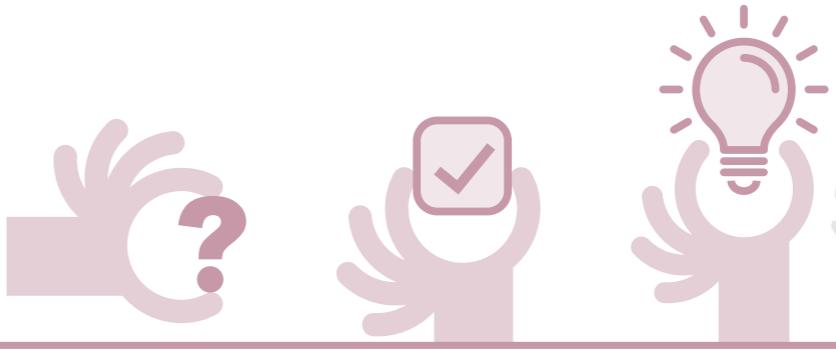
令和7年度入局の先輩からのアドバイス & メッセージ

学生時代にやっておくと良いこと

- 働く上で何を軸にしたいか?を軽くでもいいので考えておくことをお勧めします。
- なんでもいいのですが、何か目標や課題に向けて、人と密にコミュニケーションをとり、取り組む経験を積んでおくことが大事かと思います。
- 英語やパソコンをやっておくに越したことはないですが、自由な時間を満喫してほしいです。
- 就職する前に、様々な種類のアルバイトをしていろんな世界を知っておくべき。
- 自分にとって「何が辛いのか、何が耐えられるのか、何が楽しいのか」等、自分の幸福・辛苦についてを深掘りしておくことで、働く前の仕事選びにも役立つし、仕事の向き不向きや向き合い方を客観的に顧みることができますようになると思う。また、より多くの人と接し、自分が志願する特定の分野だけではなく、これまでどおりでは今後接しないかもしれない価値観や人生経験を持った人と会う経験をすることで、視座を広げること。
- 敬語やビジネスメールの練習。
- とりわけ学生に限ってやっておいた方がよいことは思いつきませんが、面接で緊張しすぎないための練習はやっておいて損はないかと思います。
- 何か一つでも一生懸命取り組んだことがあるといいと思います。頑張った経験が自信につながると思います!
- 趣味でもスポーツでも勉強でもいいので、何かに打ち込むことがいいと思います!
- 生活リズムは大きく崩さないほうが良い。早寝早起きを習慣づけておかないと、朝がしんどい。
- 就職活動に当たっては、まずは視野を広く持った上で、興味を持ったところがあれば、情報収集を積極的にするといいと思います。

これから就職活動をする方へ

- 私は職員のかっこよさに惹かれて公取委を志望しましたが、入局後の今でも先輩職員の仕事ぶりはかっこいいと感じます。魅力ある職場だと思うので、是非来てください。
- 一人一人が独占禁止法をはじめとする所管法令に向き合い、日々自分に何ができるか?を考えて働いています。楽しいです!ぜひお越しください!
- 就職活動もすごく大変だと思いますが、今後の人生に大きく関わることは間違いないので、悔いのないよう頑張ってください。
- 説明会に参加したりたくさん情報収集をして、自分にとってのメリット・デメリットの両方を踏まえた上で、自分に合いそうな環境を見つけることが大切だと思います。
- 説明会やイベントにはできるだけ多く参加して、選択肢の幅を広げることが大事だと思います。
- 自分の考えがその会社や団体の考え方、理念にあってるか等についてあらかじめ把握していると良いと感じます。
- 自分がどんな信念を持っているか見つめ直すことが大事だと思います。適度休息をとりつつ、思う存分頑張ってください。
- 就職活動は大変だと思いますが、将来を決める大事な活動なので、妥協せず自分が納得できるまで頑張ってください!
- 地に足をつけて、嘯くことなく、自分に正直に就活をして頂ければ幸いです。自分のありのままを受け入れてくれる場所は、働き始めても比較的居心地がいいです。
- とにかく自分で決めて自分が納得できるようにするのが一番大切だと思います。後悔の無いようにたくさん悩んでたくさん勉強して就職活動に臨んでほしい。



QUESTION どんな人を求めていますか?

A 公取委が扱う幅広い分野の経済活動について旺盛な知識欲を持って学ぶ姿勢、大企業や中小企業の従業員から一般の消費者まで様々な方と対話できるコミュニケーション能力、そして何より、公取委が行う競争政策に共に携わりたいという気持ちを持った方を待っています!

QUESTION 毎年の採用実績はどのようにになっていますか?

A 公取委では、年齢・性別・出身大学・出身学部等にとらわれることなく、採用を行っています。法学部や経済学部出身者が多いのか?との御質問もよくありますが、公取委職員の出身学部を見ると、法学部、経済学部の順に出身者が多いというデータはあるものの、文学部や理系学部等の出身者、大学院修了者も多数在籍しています。

過去5年の採用実績 ([]内は女性の内数)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(予定)
総合職	6 [2]	9 [5]	8 [3]	6 [3]	8 [5]
一般職(大卒)	19 [9]	13 [7]	31 [21]	18 [11]	22 [12]
一般職(高卒)	5 [4]	4 [3]	7 [3]	5 [3]	3 [2]

※1「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)をいいます。

※2「一般職(大卒)」とは、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)をいいます。

※3「一般職(高卒)」とは、国家公務員採用一般職試験(高卒程度試験)をいいます。

QUESTION 総合職と一般職で業務に違いはありますか?

A 公取委では、採用区分に関わらず、法執行と政策立案のいずれの業務にも携わります。総合職よりも一般職の方が法執行の業務に携わる機会が多い傾向はありますが、どの職種でも様々な業務を経験することでステップアップしていくことになります。

QUESTION 公取委の地方事務所で働きたいのですが、採用は行っていますか?

A 一般職(大卒程度)を中心に、各地方事務所等での採用も行っています。詳しくは人事院Webサイトに掲載される事務所ごとの採用予定者数を確認した上で、各地方事務所等への官庁訪問を行ってください。